

別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
701	沿岸漁業構造改善対策事業補助金交付の決定	厚岸町沿岸漁業構造改善対策事業補助規則（昭和41年厚岸町規則第5号）	第6条第1項	○	8日	水産農政課水産係	
702	沿岸漁業構造改善対策事業補助金加算金又は延滞金の免除	厚岸町沿岸漁業構造改善対策事業補助規則（昭和41年厚岸町規則第5号）	第18条第3項	○	5日	水産農政課水産係	
703	漁業近代化資金利子補給金承認の決定	厚岸町漁業近代化資金利子補給条例（昭和45年厚岸町条例第1号）	第6条第1項	○	9日	水産農政課水産係	
704	漁業近代化資金利子補給金交付の決定	厚岸町漁業近代化資金利子補給条例（昭和45年厚岸町条例第1号）	第9条	○	7日	水産農政課水産係	
705	漁業経営健全化促進資金利子補給金交付の決定	厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例（平成22年厚岸町条例第1号）	第9条	○	7日	水産農政課水産係	
706	水産物産地流通加工センター形成事業補助金交付の決定	厚岸町水産物産地流通加工センター形成事業補助規則（昭和53年厚岸町規則第14号）	第5条第1項	○	8日	水産農政課水産係	
707	水産物産地流通加工センター形成事業補助金加算金又は延滞金の免除	厚岸町水産物産地流通加工センター形成事業補助規則（昭和53年厚岸町規則第14号）	第17条第3項	○	5日	水産農政課水産係	
708	漁港休憩施設使用の許可	厚岸漁港休憩施設設置条例（平成5年厚岸町条例第12号）	第4条	○	3日	水産農政課水産係	
709	漁村環境改善総合センター使用の許可	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）	第4条第1項	○	3日	水産農政課水産係	
710	漁村環境改善総合センター使用料の免除	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）	第8条第3項	○	3日	水産農政課水産係	
711	漁村環境改善総合センター使用料の還付申請	厚岸町漁村環境改善総合センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第38号）	第7条第2項	○	5日	水産農政課水産係	
712	漁村環境改善総合センターの特別の設備等の許可	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）	第10条	○	3日	水産農政課水産係	
713	床潭地区漁村センター使用の許可	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）	第4条第1項	○	3日	水産農政課水産係	
714	床潭地区漁村センター使用料の免除	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）	第8条第3項	○	3日	水産農政課水産係	
715	床潭地区漁村センター使用料の還付申請	厚岸町床潭地区漁村センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第39号）	第7条第2項	○	5日	水産農政課水産係	
716	床潭地区漁村センターの特別の設備等の許可	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）	第10条	○	3日	水産農政課水産係	
717	農業農村活性化施設使用の許可	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	第4条第1項	○	2日	水産農政課農政係	
718	農業農村活性化施設多目的広場の占用及び行為等の許可	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	第4条第2項	○	2日	水産農政課農政係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
719	農業農村活性化施設使用料の免除	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	第8条第3項	○	2日	水産農政課農政係	
720	農業農村活性化施設の特別の設備等の許可	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	第10条	○	2日	水産農政課農政係	
721	農業農村活性化施設使用料の還付	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	第9条	○	5日	水産農政課農政係	
722	農業振興奨励補助金交付の決定	厚岸町農業振興奨励補助規則（昭和39年厚岸町規則第12号）	第5条第1項	×ウ	設定しない	水産農政課農政係	
724	防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金交付の決定	厚岸町防衛施設周辺農業用施設設置事業補助規則（昭和50年厚岸町規則第6号）	第4条第1項	×ウ	設定しない	水産農政課農政係	
725	経営体育成支援事業助成金交付の決定	厚岸町経営体育成支援事業交付規則（平成25年厚岸町規則第24号）	第5条第1項	×ウ	設定しない	水産農政課農政係	
726	新規就農予定者登録の承認	厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）	第3条	○	10日	水産農政課農政係	
727	新規就農者の認定	厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）	第4条	○	30日	水産農政課農政係	
728	新規就農奨励金等の交付申請	厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）	第7条	○	20日	水産農政課農政係	
729	新規就農準備金の交付申請	厚岸町新規就農者誘致条例施行規則（平成26年厚岸町規則第39号）	第6条第3項	○	20日	水産農政課農政係	
730	育成牛等一時管理施設使用の承認	厚岸町育成牛等一時管理施設条例（平成10年厚岸町条例第34号）	第5条第1項	○	5日	水産農政課農政係	
731	若齢牛育成センター利用の許可	厚岸町若齢牛育成センター条例（平成19年厚岸町条例第1号）	第7条第1項	○	5日	水産農政課農政係	
732	若齢牛育成センター利用料金設定の承認	厚岸町若齢牛育成センター条例（平成19年厚岸町条例第1号）	第10条第3項	×ウ	設定しない	水産農政課農政係	
733	若齢牛育成センターの特別の設備等の許可	厚岸町若齢牛育成センター条例施行規則（平成19年厚岸町規則第7号）	第3条	×ウ	設定しない	水産農政課農政係	
734	カキ種苗センター目的外使用の承認	厚岸町カキ種苗センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第45号）	第3条	○	7日	水産農政課カキ種苗センター	
735	カキ種苗販売の承認	厚岸町カキ種苗センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第45号）	第5条	○	7日	水産農政課カキ種苗センター	
736	水産餌料用微小藻類販売の承認	厚岸町カキ種苗センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第45号）	第6条	○	7日	水産農政課カキ種苗センター	
737	厚岸町営牧場利用の承認	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	第7条	×ア	7日	水産農政課町営牧場	
738	厚岸町営牧場使用料の減免	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	第8条第3項	○	7日	水産農政課町営牧場	
739	厚岸町営牧場の利用に関する変更の承認	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	第9条	○	1日	水産農政課町営牧場	
740	太田活性化施設利用の許可	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第1号）	第7条第1項	○	2日	水産農政課農政係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
741	太田活性化施設利用料金の免除	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第 1 号）	第11条第 7 項	○	2 日	水産農政課農政係	
742	太田活性化施設の特別の設備等の許可	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第 1 号）	第13条	× ア	2 日	水産農政課農政係	
743	太田活性化施設利用料金の還付申請	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第 1 号）	第12条	○	5 日	水産農政課農政係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 審査基準を設定している。

②「×」 審査基準を設定していない

ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの